

令和8年
4月1日改正

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の皆さん

子ども・子育て支援金制度の導入により

子ども・子育て支援金制度とは？

国が創設した子ども・子育て支援金制度は、子育て世代を社会で支える分かち合いの仕組みです。全世代の方や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子育て支援に充てることで、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていく制度です。

皆さんからお預かりした支援金は子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。



国民健康保険

安定的な国民健康保険制度の運営のために税率などを改正

市では、令和7年度「常総市国民健康保険運営協議会」において、子ども・子育て支援金制度を含む、国民健康保険税の税率改正など審議を進めてきました。その結果、安定的な国民健康保険制度を運営していくため、協議会の答申に基づき税率などの改正を実施しました。

改正内容

令和7年度と同様の税率となります

区 分	税率など
医療分	所得割率 7.47%
	均等割額 42,200円
支援金分	所得割率 3.39%
	均等割額 19,400円
介護分	所得割率 2.85%
	均等割額 20,400円

- ※医療分・・・国保加入者の方の医療費にあたるものです。
- ※支援金分・・・後期高齢の方の医療費を国保加入者の方が支援するものです。
- ※介護分・・・40歳から64歳の国保加入者の方の「介護保険料」にあたるものです。

(新) 子ども・子育て支援金

区 分	税率など
子ども・子育て支援金分	所得割率 0.26%
	均等割額 1,700円
18歳以上均等割額	100円

- ※子ども・子育て支援金分の均等割額は、18歳未満の国保加入者の方には課税されません。
- ※18歳以上均等割額は、18歳未満の国保加入者の均等割額が軽減される代わりに、その軽減分を18歳以上の国保加入者の方が平等に負担するものです。

- ※所得割率・・・課税所得金額に対し課税となるものです。
- ※均等割額・・・1人当たりに対し課税となるものです。

国民健康保険税の課税限度額の引上げ

課税限度額合計：113万円(改正前：109万円)

- ・医療分課税限度額：67万円(改正前：66万円)
- ・支援金分課税限度額：26万円
- ・介護分課税限度額：17万円
- ・子ども・子育て支援金分課税限度額：3万円(新)

税率（保険料率）などを改正しました

後期高齢者医療保険

今後の医療費増加などを反映し、保険料率を見直し

後期高齢者医療保険料率は、高齢化などによる医療費増加等を反映し、茨城県後期高齢者医療広域連合により2年ごとに見直しが行われています。

令和8・9年度は、被保険者数や医療機関などで支払う医療費に対する給付額が増加する見込みであることから、保険料の引上げを行います。また、令和8年度から、従来の保険料（医療分）とあわせて、子ども・子育て支援金分の保険料の徴収も開始します。

改正内容（茨城県内均一）

令和7年度			令和8年度		
区分	税率など		区分	税率など	
医療分	所得割率	9.66%	医療分	所得割率	9.32%
	均等割額	47,500円		均等割額	49,500円
			子ども・子育て支援金分	所得割率	0.28%
				均等割額	1,400円

※子ども・子育て支援金分は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられる予定です。

※保険料は、賦課期日である4月1日（年度途中で後期高齢者医療制度に加入した方は、資格取得日）の世帯状況で判定します。

※世帯（被保険者全員と世帯主）の所得水準に応じて、均等割額の軽減措置が適用されます。

後期高齢者医療保険料の賦課限度額の引上げ

令和7年度

・医療分賦課限度額：80万円

令和8年度

・医療分賦課限度額：85万円
・子ども・子育て支援金分賦課限度額：2万1千円

税率改正後の納税（納入）通知書の発送時期

- ・国民健康保険税・・・7月上旬頃に発送します
- ・後期高齢者医療保険料・・・7月中旬頃に発送します



国民健康保険
(市ホームページ)



後期高齢者医療保険
(茨城県後期高齢者医療
広域連合ホームページ)

◆問い合わせ＝☎健康保険課

・国民健康保険について(内線1220) ・後期高齢者医療保険について(内線1251)